

# 【堺市飲食店感染症対策支援補助金】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施する飲食店事業者の皆様へ

市内飲食店に対して、感染予防対策を目的とする物品購入に必要な経費を支援します。

## 助成額

1店舗あたり上限5万円

## 対象品目

令和3年4月1日以降に購入した以下の物品が対象です。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ■非接触体温計        | ■空気清浄機    |
| ■サーモカメラ        | ■サーキュレーター |
| ■非接触ソープディスペンサー | ■マスク      |
| ■非接触消毒液ディスペンサー | ■消毒液      |
| ■足踏み式消毒液スタンド   |           |

※CO2センサー、アクリル板については対象外です。  
大阪府の支援制度をご活用ください。

## 申請受付期間（予定）

令和3年5月6日～令和3年7月30日

## 申請方法

申請書に領収書等をの必要書類一式を添えて、**レターパックによる郵送**もしくは**堺市電子申請システム**のいずれかにより、申請。持参による申請は受け付けていません。

※申請は、1店舗あたり1回を限度とします。

※申請書等は堺市ホームページ（右記QRコード）にてダウンロードできます。



## 対象者（以下の全てを満たす飲食店）

- ①堺市内に店舗があること。（※日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される店舗。）
- ②食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ③補助対象経費として申請した内容に関して、国、府、堺市、その他団体による補助金の交付その他の助成を受けていないこと。
- ④業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守していること。

## 必要書類

- ①提出書類一覧（チェックリスト）
- ②堺市飲食店感染症対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ③役員情報届出書（様式第1号の2）  
※法人の場合に限る。
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写し  
※許可番号を含む全体が鮮明にわかるもの。
- ⑤領収書又はレシート等（写しでも可）  
※支払日、品目、金額が確認できるもの。
- ⑥以下の全ての写真
  - ・店舗名が分かる店舗の外観写真
  - ・店内の飲食スペースが確認できる写真
  - ・購入した商品を設置等した写真
- ⑦補助金振込先確認書類（通帳等の写し）  
※金融機関名、支店名、種別、口座名義、口座番号が確認できるもの。  
※振込先口座は申請者と同一名義のみ受け付けます。
- ⑧堺市飲食店感染症対策支援補助金交付請求書（様式第3号）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

申請書提出先・問合せ先：堺市飲食店感染症対策支援補助金事務局

【住所】〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

【電話】072-340-0674

<受付時間> 午前9時から午後5時30分（土日、祝日を除く）

